

12 新潟市災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則

(昭和50年4月7日 規則第20号)

(この規則の趣旨)

第 1 条 この規則は、新潟市災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和50年新潟市条例第2号。以下「条例」という。）の規定に基づく災害弔慰金（以下「弔慰金」という。）及び、災害障害見舞金（以下「見舞金」という。）の支給並びに災害援護資金（以下「資金」という。）の貸付けの施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(支給の手続)

第 2 条 市長は、条例第3条の規定により弔慰金を支給しようとする場合は、災害弔慰金支給調査表（第1号様式）により、次の各号に掲げる事項の調査を行わなければならない。

- (1) 死亡者（行方不明者を含む。以下同じ。）の氏名、性別、生年月日
- (2) 死亡（行方不明者を含む。以下同じ。）の年月日及び死亡の状況
- (3) 死亡当時の生計維持に関する事項
- (4) 死亡者の遺族に関する事項
- (5) 支給の制限に関する事項
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める事項

第 3 条 市長は、条例第8条の規定により見舞金を支給しようとする場合は、災害障害見舞金支給調査表（第2号様式）により、次の各号に掲げる事項の調査を行わなければならない。

- (1) 障害者の氏名、性別、生年月日
- (2) 障害の原因となる負傷又は疾病の状態となった年月日及び、負傷又は疾病の状況
- (3) 障害の種類及び程度に関する事項
- (4) 支給の制限に関する事項
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

(必要書類の提出)

第 4 条 市長は、本市の区域外で死亡した市民の遺族に対し、死亡地の官公署の発行する被災証明書提出させるものとする。

2 市長は、市民でない遺族に対しては、遺族であることを証明する書類を提出させるものとする。

第 5 条 市長は、本市の区域外で障害の原因となる負傷又は疾病の状態となった市民に対し、負傷し又は疾病にかかった地の官公署の発行する被災証明書提出させるものとする。

2 市長は、障害者に対し、法別表に規定する障害を有することを証明する医師の診断書（第3号様式）を提出させるものとする。

(借入れの申込み)

第 6 条 条例第11条第1項の規定により資金の貸付けを受けようとする者（以下「借入申

込者」という。)は、次の各号に掲げる事項を記載した災害援護資金借入申込書(第4号様式)を市長に提出しなければならない。

- (1) 借入申込者の住所、氏名及び生年月日
- (2) 貸付けを受けようとする資金の金額、償還の期間及び方法
- (3) 貸付けを受けようとする理由及び資金の用途についての計画
- (4) 被害を受けた年の前年の所得(当該被害を1月から5月までの間に受けた場合にあっては、前前年の所得)
- (5) 保証人となるべき者に関する事項
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める事項

2 前項の借入申込書には、次の各号に掲げる書類を添えなければならない。

- (1) 世帯主の負傷を理由とする借入申込書にあっては、医師の診断書
- (2) 被害を受けた日の属する年の前年(当該被害を1月から5月までの間に受けた場合にあっては、前前年とする。以下この号において同じ。)において、他の市町村に居住していた借入申込者にあっては、当該世帯の前年の所得に関する当該市町村長の証明書
- (3) その他市長が必要があると認める書類

3 借入申込者は、借入申込書を、その者の被災の日の属する月の翌月1日から起算して3月経過する日までに提出しなければならない。

(調査)

第7条 市長は、借入申込書の提出を受けた場合は、すみやかに、その内容を検討のうえ、当該世帯の被害の状況、所得その他必要な事項について調査を行うものとする。

(貸付けの決定)

第8条 市長は、借入申込者に対して資金を貸し付ける旨を決定した場合は、貸付金の金額、償還の期間及び方法を記載した災害援護資金貸付承認通知書(第5号様式)を当該借入申込者に交付するものとする。

2 市長は、借入申込者に対して資金を貸し付けない旨を決定した場合は、災害援護資金貸付不承認通知書(第6号様式)を当該借入申込者に交付するものとする。

(借入書の提出)

第9条 災害援護資金貸付承認通知書の交付を受けた者は、ただちに、保証人と連署した災害援護資金借用書(第7号様式)に、資金の貸付けを受けた者(以下「借受人」という。)及び保証人の印鑑証明書を添えて市長に提出しなければならない。

(貸付金の交付)

第10条 市長は、前条の借用書と引き換えに貸付金を交付するものとする。

(償還の完了)

第11条 市長は、借受人が貸付金の償還を完了した場合は、当該借受人に係る借用書及びこれに添えられた印鑑証明書を返還するものとする。

(繰上償還の申出)

第12条 条例第14条第2項ただし書の規定により、繰上償還をしようとする者は、繰上償還申出書(第8号様式)を市長に提出するものとする。

(償還の支払猶予)

第 13 条 借受人は、償還金の支払猶予を申請しようとする場合は、支払猶予を受けようとする理由、猶予期間その他市長が必要と認める事項を記載した償還金支払猶予申込書（第 9 号様式）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、支払の猶予を認める旨を決定した場合は、支払を猶予した期間その他市長が必要と認める事項を記載した償還金支払猶予承認通知書（第10号様式）を当該借受人に交付するものとする。

3 市長は、支払の猶予を認めない旨の決定をした場合に、償還金支払猶予不承認通知書（第 11 号様式）を当該借受人に交付するものとする。

(違約金の支払の免除)

第 14 条 借受人は、違約金の支払の免除を申請しようとする場合は、その理由を記載した違約金支払免除申請書（第12号様式）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、違約金の支払の免除を認める旨を決定した場合は、違約金の支払を免除した期間及び支払を免除した金額を記載した違約金支払免除承認通知書（第13号様式）を当該借受人に交付するものとする。

3 市長は、違約金の支払の免除を認めない旨を決定した場合、違約金支払免除不承認通知書（第14号様式）を当該借受人に交付するものとする。

(償還免除)

第 15 条 資金の償還未済額の全部又は一部の償還の免除を受けようとする者（以下「償還免除申請者」という。）は、償還の免除を受けようとする理由その他市長が必要と認める事項を記載した災害援護資金償還免除申請書（第15号様式）を市長に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、次の各号に掲げるいずれかの書類を添えなければならない。

(1) 借受人の死亡を証する書類

(2) 借受人が精神又は身体に著しい障害を受けて資金を償還することができなくなったことを証する書類

3 市長は、償還の免除を認める旨を決定した場合は、災害援護資金償還免除承認通知書（第 16 号様式）を当該償還免除申請者に交付するものとする。

4 市長は、償還の免除を認めない旨を決定した場合は、災害援護資金償還免除不承認通知書（第17号様式）を当該償還免除申請者に交付するものとする。

(督促)

第 16 条 市長は、償還金を納付期限までに納入しない者がある場合は、督促状を発行するものとする。

(氏名又は住所の変更届等)

第 17 条 借受人又は保証人が、氏名又は住所の変更等借用書に記載した事項に異動を生じた場合は、借受人は、すみやかに、その旨を氏名等変更届（第18号様式）により市長に届け出なければならない。ただし、借受人が死亡した場合は、同居の親族又は保証人がその旨を届け出るものとする。

(その他)

第 18 条 この規則に定めるもののほか、弔慰金及び見舞金の支給並びに資金の貸付けの手続について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、昭和50年4月1日から適用する。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の第3条及び第5条の規定は、昭和57年7月10日以後に生じた災害により負傷し、又は疾病にかかった市民に対する災害障害見舞金の支給について適用する。